

## 国際課税委員会（第49回）の概要

文責 森信茂樹

5月12日に、西村あさひ弁護士事務所の佐藤修二先生から、「国際税組織再編と税制」についてお話しをうかがいました。話の概要は以下の通りです。（資料別添）

### （概要）

外国法準拠の組織再編に対して我が国の組織再編税制の適用があり得るのは如何なる場合か、ポイントは、組織再編税制における「合併」「分割」等の内容をどのように解釈すべきか、という点にあると考えられる。

この問題を考える前提として、借用概念の問題がある。我が国の租税法規における概念には、他の法分野における概念を借用した「借用概念」と、租税法規が独自に用いている「固有概念」とが存在する。我が国の租税法令は、「合併」「分割」等について定義はしておらず、これらは会社法からの借用概念であると考えられる。借用概念の解釈については、原則として私法におけると同義に解すべきであるとする統一説が通説及び判例である。そこで、我が国の組織再編税制における「合併」等の概念は、私法におけるの同一の意味に解釈すべきものと考えられる。

次に、海外組織再編の文脈で「合併」「分割」等の概念を解釈する場合、我が国の私法を基準とすべきか、組織再編の準拠法たる外国私法を基準とすべきかが問題となる。具体的には、逆三角合併の「合併」への該当性の判断に当たり、我が国の会社法を基準とすべきか、デラウェア会社法を基準とすべきか、という問題である。

課税当局は、外国私法準拠の行為ないし事象についても、我が国の私法上の概念に照らして解釈すべきとの立場（「内国私法基準説」）中里教授は、「外国私法上の概念については外国私法を基準に解釈すべき」との見解（「外国私法基準説」）である。

以下の議事録本文は会員用メールマガジンで配信します。